

# 統一協会会長 過料10万

## 東京地裁 文科省に回答拒否

統一協会（世界平和統一家庭連合）が文部科学省の質問に一部回答を拒んだとして、同省から過料を科すよう通知を受けた東京地裁は26日、正当な理由な

く回答を拒否したと認め、協会代表の田中富広会長に過料10万円を支払うよう命じる決定をしました。

宗教法人法は「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」などがあれば、裁判所が宗教法人に解散を命じることができる」と定めています。

文科省は協会が解散命令の要件に該当する疑いがあるとして、2022年11月以降、計7回にわたって「報告徴収・質問権」を行

使。組織運営や献金状況、裁判・示談例など500項目以上の回答を求めましたが、協会が100項目以上で回答を拒否したため、地裁に過料通知しました。

協会は、解散命令の要件に民法上の不法行為は含まれず、質問権の行使も違法だと反論していました。

文科省は23年10月、協会の解散命令を東京地裁に請求。不安をおおって不当に高額な献金を勧誘するなどの不法行為が1980年ごろから継続し、被害規模は約204億円に上り甚大だと指摘しました。